

上下水道局公告第24号  
令和6年（2024年）4月22日

熊本市下水道事業マネジメント基本構想検討業務委託（第683号）について、公募型プロポーザル方式による手続きを実施するため、次のとおり公告する。

熊本市上下水道事業管理者 田中 俊実

1 業務概要

(1) 業務委託名

熊本市下水道事業マネジメント基本構想検討業務委託（第683号）

(2) 目的及び概要

本市下水道事業は昭和43年の処理開始から56年を迎え、土木・建築施設の老朽化対策は喫緊の課題となっている。一方で人口変動や産業発達などの社会環境が著しく変化することが予想されており、汚水量の変動や料金収入の面など、事業経営に対する影響は不可避である。こういった状況の中、持続可能で良好な下水道サービスを提供し続けるには、施設を単純に改築・建替えをしていくだけでなく、ジャストサイジング化や付加価値の創出、W-PPPを含む事業手法の検討など、新たな視点を踏まえた財政支出の圧縮や平準化が重要となる。また、老朽化対策に加え、災害対策や脱炭素、資源有効利用など複数の目的の異なる施策があり、これらの施策については事業全体の見通しを立て、相互調整を行い、優先順位を明確にする必要がある。

本業務は、事業の最適化を図るため、社会環境や地理条件など、様々な要因を踏まえた長期の将来予測を実施し、施設のジャストサイジング化を念頭に置いた老朽化対策を軸とする長期的な下水道事業のロードマップを示す基本構想（長期ビジョン）を検討するものであり、次年度以降の基本構想策定及び中短期向けのより具体的かつ実践的な実行計画（アクションプラン）を策定するために必要な基礎調査、基本構想像の検討、シナリオ作成と評価などを行う。

なお、国において事業マネジメントとは「地方公共団体の実情や財源・人的資源の制約条件を踏まえ、避けて通ることができない施設の老朽化対策を起点としつつ、強靱化、脱炭素化、肥料利用等の各施策の目標と優先度を定めて、効率的に事業を実施し、下水道事業を将来にわたり継続させるための取り組み」と定義されている。

(3) 履行場所

熊本市市内一円

(4) 履行期間

契約締結日から令和7年(2025年)3月26日まで

(5) 提案上限額

40,607,600円(消費税及び地方消費税を含む。)

※消費税及び地方消費税の税率は10パーセントとする。

※提案内容に関わらず、この上限額を越える提案は無効とする。

2 担当部局

〒862-8620 熊本市中央区水前寺六丁目2番45号

熊本市上下水道局 計画整備部 計画調整課

電話：096-381-3022(直通)

3 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱(平成20年告示第731号)第5条に規定する参加資格者名簿に登録されている者であること。さらに、業種として第1分類「調査」業務での登録をしていること。又は熊本市工事競争入札参加者の資格審査及び指名基準に関する規則第10条に規定する有資格業者名簿のうち、業種分類「コンサル」に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (4) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱(平成18年告示第105号)第3条第1号及び熊本市上下水道局が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱第3条第1号の規定に該当しないこと。
- (5) 熊本市から熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱(平成21年告示第199号)及び熊本市上下水道局物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱(以下これら

を「指名停止要綱」という。)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

- (6) 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。また、熊本市水道料金及び熊本市下水道使用料の滞納がないこと。
- (7) 過去3年の間、本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であって契約の相手方として不適当と熊本市上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が認めるものでないこと。
- (8) 国、都道府県、政令指定都市から直接受注した業務として、過去10年の間に履行が完了した、「下水道事業における、経営管理計画又は中長期ビジョン、アセットマネジメントに関する検討を含む業務」の実績を有すること。
- (9) 本件プロポーザルに事業協同組合(中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に規定する事業協同組合をいう。以下同じ。)として参加表明書を提出した場合、その組合員は単体として、参加表明書を提出することはできない。本件プロポーザルに事業協同組合として参加する場合は、業務を担当する組合員についても併せて(5)及び(6)の要件を全て満たす者であること。なお、(9)については、事業協同組合として要件を満たすこと。
- (10) 本件プロポーザルに特定業務委託共同体(技術力等を結集し、経営能力や施工能力を補完し、又は強化することを目的として業務委託ごとに結成される企業体をいう。以下同じ。)として参加表明書を提出した場合、その組合員は単体として、参加表明書を提出することはできない。本件プロポーザルに特定業務委託共同体として参加する場合は、業務を担当する組合員も併せて(5)及び(6)の要件を満たす者であること。
- (11) 本案件に関し、以下のいずれかの資格を有する者を管理技術者もしくは担当技術者として1人以上配置できること。
  - ア 技術士法 昭和58年法律第25号 による第二次試験のうち技術部門を上下水道部門(選択科目を下水道とするものに限る。)または、総合技術監理部門(選択科目を上下水道—下水道とするものに限る。)に合格し、同法による登録を受けているもの
  - イ R C C M (下水道部門)の登録を受けているもの

#### 4 申請手続等

- (1) 参加表明書、基本仕様書等の交付期間及び提出方法

令和6年(2024年)4月22日(月)から令和6年(2024年)5月1日(水)まで

熊本市上下水道局ホームページへ掲載するほか、希望する場合は2の担当部局で配布する（担当部局での配布は熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第32号）第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）。郵送又は電送（ファックス、電子メール等）による交付は行わない。

担当部局での配布は、午前9時から午後5時まで。熊本市上下水道局ホームページにおいては、その運用時間内にダウンロードできる。なお、基本仕様書等は、2の担当部局で閲覧に供する。

## （2） 参加表明書等の提出方法

本件プロポーザルの参加希望者は、参加表明書その他必要書類（以下「参加表明書等」という。）を提出し、参加資格の有無について2の担当部局の確認を受けなければならない。提出方法等は、次によるものとする。

### ア 提出書類及び提出方法

持参又は郵送により提出すること。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留によることとし、それ以外の方法により郵送されたものは受け付けない。

（ア） 参加表明書（様式第1号）

（イ） 参加資格審査調書（様式第2号）

（ウ） 業務実績書（様式第3号）

（業務実績については、参加表明書等提出日までに履行が完了したものに限る。）

（エ） 業務実績を証する資料

財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報サービス」「測量調査設計業務実績情報システム」（以下「TECRIS」という。）に登録されている業務については、登録データ（完了時業務カルテ）を提出すること。なお、これだけでは3（8）の要件を満たすことが判断できない場合、他の判断できる資料（図面、仕様書等の設計図書又は発注者の証明等）で補完すること。

TECRISに登録されていない業務については、契約書の写し（変更があった場合は変更契約書の写し、共同企業体の場合は協定書の写しを含む。）及び同種業務等の実績を有することが判断できる図面、仕様書等の設計図書又は発注者の証明等の資料を提出すること。

共同企業体で参加する場合は、ア（イ）、（ウ）、（エ）及び（オ）は、構成員全員分を提出すること。

なお、以下の業務に関する実績が確認できる資料を提出すること。

（A） 下水道事業又は公営企業における、経営管理計画や中長期ビ

ジョン、アセットマネジメントに関する検討を含む業務

(B) 下水道事業又は公営企業における官民連携等の先進的な取組又は新技術の開発に関する取組等に関する検討業務

(C) AIやアルゴリズムを活用したデータ分析や政策、事業立案を含む検討業務、若しくは研究

(オ) 水道料金等滞納有無調査承諾書（様式第4号）

(カ) 3（11）で求める技術者の資格取得状況（様式自由）

(キ) (カ)に記載した資格を証する資格証の写し

#### イ 提出期限

令和6年（2024年）5月1日（水）午後5時まで

郵送する場合は、令和6年（2024年）5月1日（水）までに必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

#### ウ 提出部数

1部とする。

#### エ 提出先

(ア) 持参の場合

2の担当部局

(イ) 郵送の場合

〒862-8620 熊本市中央区水前寺6丁目2番45号

熊本市上下水道事業管理者（熊本市上下水道局計画整備部計画調整課）宛

また、封筒の表面に申請する「業務委託名」及び「参加表明書在中」を明記すること。

#### オ 留意事項

(ア) 様式は、参加表明書等提出日時時点で記載すること。

(イ) ア（ウ）及び（エ）の書類が添付されていない場合は、当該実績を有しているとは認めない。

また、提出された書類では、業務実績を有することが判断できない場合も実績を有しているとは認めない。

(ウ) 事業協同組合として本件プロポーザルに参加する場合は、参加資格審査調書（様式第2号）中「業務を担当する組合員名」に係る部分も記載すること。業務を担当する組合員を特定することが困難な場合は、複数の候補組合員名を記載してもよいこととする。この場合に、うち1組合員でも3（9）に規定された要件を満たさない場合は参加資格がないと認める。

(エ) 特定業務委託共同体として本件プロポーザルに参加する場合は、

参加資格審査調書（様式第2号）中「業務を担当する共同体員名」に係る部分も記載すること。業務を担当する共同体員を特定することが困難な場合は、複数の候補共同体員名を記載してもよいこととする。この場合に、うち1共同体員でも3（10）に規定された要件を満たさない場合は参加資格がないと認める。

（3） 参加資格の確認及び通知

参加資格の確認については、参加表明書等の提出期限日をもって行うものとし、結果（参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。）については書面により通知する。

5 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

（1） 参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、2の担当部局に対して参加資格がないと認めた理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

（2） 2の担当部局は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

6 説明会

説明会等は実施しない。

7 基本仕様書等に対する質問

（1） 基本仕様書等に対する質問がある場合においては、次のとおり質問書を提出すること。

ア 提出方法

質問書（様式第5号）を持参、ファックス又は電子メールにて提出すること。ただし、ファックス、電子メールの場合は、必ず電話で着信を確認すること。

イ 提出期間

令和6年（2024年）4月22日（月）から令和6年（2024年）5月15日（水）まで（休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

ウ 提出先

2の担当部局

（2） （1）の質問書に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。なお、熊本市上下水道局ホームページにも掲載する。

ア 閲覧期間

令和6年(2024年)4月23日(火)までに開始し、令和6年(2024年)5月15日(水)までとする。

イ 閲覧場所

2の担当部局

8 プロポーザルに参加する者が1者である場合の措置  
参加する者が1者であっても、プロポーザルを行うものとする。

9 企画提案書等の提出

4(3)の通知により参加資格があると確認された者は、次に定める方法に従い、提案書等を提出するものとする。

(1) 提出書類及び提出方法

持参又は郵送により提出すること。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留によることとし、それ以外の方法により郵送されたものは受け付けない。

ア 企画提案書提出書(様式第6号):1部

イ 企画提案書(A4版、様式自由):10部(うち9部は社名及び社名を識別できる表現・ロゴ等を伏せること)

企画提案書の内容は以下の通りとする。

・別表に示す審査基準の審査項目(1)~(9)に係る内容  
なお、企画提案書は20頁までとし、超過した頁については評価を行わないものとする。用紙サイズについては、A4版での記載が困難である部分についてはA3版の使用を可とし、A3版1枚につきA4版2頁分と換算する。それ以外の規格については認めない。

ウ 業務の実施体制(様式第7号):1部

エ 参考見積書及び内訳書(様式自由):10部

(2) 提出期限

令和6年(2024年)5月15日(水) 午後5時(必着)

郵送する場合は、令和6年(2024年)5月15日(水)までに必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配は考慮しない。

(3) 提出先

ア 持参の場合

2の担当部局

イ 郵送の場合

〒862-8620 熊本市中央区水前寺6丁目2番45号

熊本市上下水道事業管理者(熊本市上下水道局計画整備部計画調整課)宛

また、封筒の表面に申請する「業務委託名」及び「提案書在中」を明記すること。

(4) その他

上記提出書類に関しては、2の担当部局からの求めに応じ、電子データの提出を行う。

## 10 提案書等のプレゼンテーション及びヒアリングの実施

### (1) 実施日時

令和6年(2024年)5月23日(木) ※時間は別途指示するもの。

### (2) 実施場所

熊本市中央区水前寺6丁目2番45号

熊本市上下水道局別館 3階大会議室

### (3) 所要時間

ア プレゼンテーション 30分間(予定)

イ ヒアリング 30分間(予定)

(4) 提案書等に関するプレゼンテーション及びヒアリングは、別表「熊本市下水道事業マネジメント基本構想検討業務委託(第683号)提案書等審査基準」に示す審査項目について実施するものとする。

(5) プレゼンテーション及びヒアリングに際しては、提出した提案書等のみを使用することとし、追加資料は受理しない。

(6) プレゼンテーション及びヒアリングに参加する人数は、1者につき4名までとする。

(7) プレゼンテーション及びヒアリングを正当な理由なく欠席又は遅刻した場合は、当該プロポーザルへの参加は無効とする。ただし、悪天候、出席予定者の事故等2の担当部局がやむを得ないと認める理由により欠席又は遅刻した場合で、プロポーザル手続に支障のない範囲内でプレゼンテーション及びヒアリングを実施できるときは、再度2の担当部局が指示した日時においてプレゼンテーション及びヒアリングを行うものとし、プロポーザル手続に支障のない範囲内でプレゼンテーション及びヒアリング等を行うことが困難であると認められるときは失格とする。

### (8) 留意事項

ア プロポーザル参加者は、他のプロポーザル参加者のプレゼンテーション及びヒアリングを傍聴することはできない。

イ プレゼンテーションの際、パソコンなど機器の使用を認めるが、準備等はプロポーザル参加者が行うこと。ただし、用いる資料は9(1)の提出資料とする。(スクリーン、大型モニター、プロジェクター等については実施場所のものを使用することも可とする。)

## 11 審査の方法等

### (1) 審査の主体

「熊本市下水道事業マネジメント基本構想検討業務委託(第683号)

業者選定委員会設置要綱」に基づき「熊本市下水道事業マネジメント基本構想検討業務委託（第683号）業者選定委員会」にて行う。

(2) 審査の基準

別表「熊本市下水道事業マネジメント基本構想検討業務委託（第683号）提案書等審査基準」によるものとする。

(3) 審査の方法

提案書等、プレゼンテーション及びヒアリングを基に評価、採点し、評価点が最も高い者を契約候補者、次点の者を契約次点候補者として決定する。ただし、最高得点者が複数ある場合は、選定委員の議決により決定する。なお、評価点が60点（100点満点）に満たない場合は、本市が要求する水準に満たないものとして選定しない。プロポーザル参加者が1者のみの場合も同様とする。

また、特定テーマについては、別紙「熊本市下水道事業マネジメント基本構想検討業務委託（第683号）企画提案書 特定テーマ」のとおりである。

1.2 プロポーザル審査結果の公表に関する事項

契約候補者を決定した場合は、結果（参加表明書等を提出した者の商号又は名称、参加資格の有無に関する審査結果、参加資格がないとした者についてはその理由、プロポーザル参加者の商号又は名称、プロポーザル参加者ごとの評価点及び契約候補者の商号又は名称を含む。）について担当課での閲覧及び熊本市上下水道局ホームページにより公表を行うものとする。

1.3 契約候補者として選定されなかった者に対する理由の説明

(1) 契約候補者とならなかった者は、契約候補者の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、2の担当部局に対して契約候補者として選定されなかった理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

(2) 2の担当部局は、説明を求められたときは、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

1.4 契約の締結

本事業の実施に際して、提案書の内容を全て実施することを約束するものではない。契約候補者の選考後、契約候補者と本市は、提案書の内容を

基にして業務履行に必要な履行条件などの協議及び調整（以下「交渉」という。）を行う。この交渉が整った場合は、見積書の提出依頼などの随意契約の手続きを行う。この交渉が整わない場合は、契約次点候補者に選考された者と交渉を行う。

#### 1.5 その他の留意事項

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

#### (2) 契約保証金

熊本市上下水道局契約事務取扱規程（平成24年上下水道局規程第8号）第2条において準用する熊本市契約事務取扱規則（昭和39年規則第7号）第22条の定めるところにより、契約候補者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結の時までに納付すること。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、次に掲げる場合では、契約保証金を免除とする。

ア 保険会社との間に管理者を被保険者とする履行保証保険契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。

イ 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行し、このことを証するため、発注者の証明（ただし、契約書の写しに発注者が契約の適正な履行完了を認めた書類の写しを添えても可。）を提出したとき。

#### (3) 契約書（案）

熊本市上下水道局ホームページへ掲載するほか、2の担当部局で閲覧に供する。

#### (4) 参加表明書等に関する事項

ア 提出期限までに参加表明書等及び提案書等を提出しなかった場合は参加者として認められないものとする。

イ 参加表明書等及び提案書等の作成及び提出（ヒアリングを含む）に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された参加表明書等及び提案書等は、返却しない。なお、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号）の規定により、開示する場合がある。

エ 提出された参加表明書等及び提案書等は、参加資格の確認及び提案内容の評価以外に提出者に無断で使用しない。

オ 提出期限後における参加表明書等及び提案書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。

カ 参加表明書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、この参加表

明書等を無効とし、参加資格の取消し、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

キ 提案書等に虚偽記載等明らかに悪質な行為があると認められる場合は、この提案書等を無効とし、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

(5) 参加資格の確認を行った日の翌日から契約候補者決定までの間に、参加資格があると認めた者に対して参加資格がないものと判明した場合には、当該者に対する参加資格確認の通知に理由を付して取り消すものとする。この取り消しの通知を受けた者は、当該通知を受け取った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、2の担当部局に対して参加資格がないと認めた理由について、書面により説明を求めることができる。

(6) 契約候補者の決定後契約締結までの間に、契約候補者が3に規定する参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。

(7) 申請書類等は、黒色のペンまたはボールペンで記入すること。（消せるボールペンは不可）

(8) 管理技術者もしくは担当技術者（又は従事メンバー）の確認等

ア 申請書等又は提案書等に記載した配置予定の管理技術者もしくは担当技術者（又は従事メンバー）は、原則として履行が完了するまで変更できないものとする。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない事由が生じたとは、当初の配置予定の管理技術者もしくは担当技術者（又は従事メンバー）と同等以上の資格及び経験を有する者を配置するものとして2の担当部局の承認を得た場合に限り、変更することができるものとする。この場合において、2の担当部局の承認を得るためには診断書その他2の担当部局が必要と認める書類を提出しなければならない。

イ アに違反した場合は、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うものとする。

(9) 企画提案時に提出された概算見積額は、本業務の参考業務規模以内で業務を実施可能であるかを判断するためのものであり、契約金額とは異なる。

(10) 基本仕様書は、業務の大綱を示すものであり、業務内容の詳細については、プロポーザル後、選定された事業者と熊本市上下水道局の協議

により決定する。